

インターネット・オークションにおける著作権侵害の現状と対策

龍村法律事務所

弁護士 龍村 全

同 堤 健太郎

同 楠本 雅之

1 インターネットオークションの概要

(1) 概要：インターネットオークションとは。

(2) 歴史

アメリカ 1995年(イーベイ?)が最初。

日本 1998年7月 楽天スーパーオークション

1999年9月 Yahoo!オークション

1999年11月 ビッダーズ

(3) 市場規模・利用状況

米国の場合

インターネットオークションの市場規模が3兆円超。

イーベイ(最大手)で競売される商品は200億ドル(2兆円)以上。

日本の場合

Yahoo!オークションが圧倒的なシェア

・常時600万件の出品

・1日当たりの平均取扱高は15億円

イーベイは撤退。(2000.3~2002.3)

(4) 取引の流れ

出品 入札・落札 出品者・落札者間のメールのやりとり 代金支払い・商品授受

2 インターネットオークションにおける著作権の侵害状況

(1) 音楽CD、DVD、映画ビデオ、DVDの無断複製物、未公開音源の無断録音物、TVドラマを録画したDVD等の出品多数(他に、商標権侵害、わいせつ等の刑法犯等)

インターネットオークションの匿名性

権利侵害としては、著作権の他に肖像権(パブリシティ権)、商標権等が多い。

商標権侵害と著作権侵害は、およそ、2対1。

インターネットを利用した知的財産権侵害事件の8割がインターネットオークションにおける海賊版・偽ブランド品という。

(2) 政府の知的財産推進計画2004(2004年5月27日)

「インターネットオークションサイト等を通じた多量の模倣品・海賊版の売買」による著作権侵害の問題の深刻さにかんがみ、それに対する取締りを強化するため、「インターネットオークションサイト等の管理者による出品者の本人確認の徹底、権利を侵害している出品物のサイトからの削除等を円滑にする方策等取締りの強化の方策」について幅広く検討を行い、必要に応じ法改正等制度整備を行う。」

(3) 「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」(総務省・通信事業者等)

「商標権関係ワーキンググループ」設置。

ネットオークションにおける知的財産権侵害に対する取組の強化。商標権侵害「等」への対応を協議予定。

3 著作権の侵害に対する対応策

(1) 事前の抑止策

間接的方法 身元確認、利用規約、ガイドライン等、利用者に対する注意喚起

直接的方法 出品、出品者IDの削除

(2) 事後的方法

民事責任の追求(損害賠償請求)

刑事告訴・告発(捜査)

4 著作権の侵害に対するこれまでの取り組み

(1) ヤフー・オークションによる取り組み

間接的方法について

利用規約 ガイドライン

知的財産保護ガイド

身元確認(氏名・住所、電話番号、クレジットカードまたは指定銀行における口座開設を通じた身元確認)

郵送住所確認(近時参加の出品者について)

質問制度、利用者からのアドバイス etc

直接的方法について

削除件数は、四半期で120万件程度。

(権利侵害の発見のため)

・パトロールチームによる巡回(2000年2月)

・「ガイドライン違反申告フォーム」

・知的財産保護プログラム(2003年11月に制度化)

プログラム A

オークションで権利が侵害された出品物を発見した場合に、その都度、証明できる資料を用意して、郵送で削除依頼の申告を行う方法

申告書

申告者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス

権利者の氏名、住所、権利内容、対象物の説明

添付書類

- ・ 住民票（個人）又は登記簿謄本（法人）1 通
- ・ 申告書に捺印した印章の印鑑登録証明書 1 通
- ・ 侵害されている権利の正当な保有者であることを証明する書面 1 通
- ・ 侵害行為が行われていると判断している鑑定書 2 通以上
本人、代理人以外の第三者である専門家によるものであること

プログラム B

事前に登録した権利者が、オークションで権利が侵害されている出品物を発見した場合に、電子メールで削除依頼の申告を行う方法。プログラム A より、削除依頼の手続きを簡略化。

規約の内容

〔迅速な削除〕

- ・ 原則として、参加者から削除依頼を受けた場合、速やかに削除を行う。

〔当事者間で解決〕

- ・ 削除を行った件に関して、利用者から問い合わせ、苦情等を受けた場合には、Yahoo! JAPAN は当該利用者に対してプログラム参加者に直接問い合わせするよう連絡することができる。
- ・ この場合、Yahoo! JAPAN はあらかじめ Yahoo! JAPAN に通知されているプログラム参加者の削除依頼部署名等を当該利用者に開示することができる。
- ・ プログラム参加者は自らの通知に基づいて行われた削除に関して生じた問い合わせ、苦情については、自らの責任と費用で解決するものとする。

〔ヤフーオークションの免責〕

- ・ Yahoo! JAPAN にオークション出品物の監視義務がないことの確認
- ・ 削除をしたか否かについて Yahoo! JAPAN はプログラム参加

者に個別に通知を行わないことを、プログラム参加者はあらかじめ同意する。

- ・ Yahoo!オークション出品物に関して Yahoo! JAPAN の行った削除の是非等の判断に関して争わないことを約束する。

評価：現在では、プログラム B がもっとも現実的な選択。参加者増加中。

(2) 権利者による取り組み

コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS) の場合

ア 刑事告訴 + その広報

殆ど減らず。

イ 出品者への質問欄に直接注意を促す文章を書き込み。

(2003.7 ~ 2003.12 の間に、約 4000 件)

出品停止は 20% 程度

ウ 差止請求、仮処分

出品期間短い。通常、出品者不覚知。

現実には不可能。

エ ヤフーと協力関係について合意。(2004年1月)

ヤフーの法的義務については問題としない。

a. 初期の段階：特定の「キーワード」に該当する 147 品全てが海賊版。

見た目は明らかに模造品というものが多数。

b. 次の段階：キーワードについて出品者が対策。だんだん外見も洗練。

金額等から暗黙の了解。

削除基準見直しで対応。

c. 現在の問題点

権利者側の負担感大。

出品者不明のため、出品者からの費用回収 (賠償請求) も困難。

アニメーション (日本動画協会等) の場合

「機動戦士ガンダム」(サンライズ) のアニメーションが圧倒的に多い。

2003年2月の逮捕者が出てからは国内出品者は激減。

現在の海賊版の9割は香港製。品質は悪くないが、デザインは独自。

2002年にサンライズはヤフーと独自のメールによる削除体制を確立。

それをアニメ業界全体で利用できるように、日本動画協会としてヤフーと協力関係を確立。

海賊版パッケージの特徴をヤフーに伝え、ヤフーのパトロールにより、削除した結果、一時期は、全滅に近い状態。但し、その後、出品者側の対策により、再度増加。

出品者側も、出品時間帯を週末や夜間の出品にシフト。

現在は、削除依頼後、1時間以内に削除されている。

日本雑誌協会の場合

2004年9月。不正な出品への対応方法を取り決め、発見・削除時の連絡体制を強化。

日本音楽事業者協会の場合

タレントの写真等の出品等、肖像権について協力関係。違法品の判断基準の確立の試み。

偽ブランド品については、偽物の基準自体が企業秘密になるというその性質上、協力関係成立していない。出品物も、キーワードに係らない場合が多い。

報告者の経験

侵害品発見・確認（特徴・傾向）

落札・住所確認・内容証明（損害賠償請求）

削除依頼

「ガイドライン違反申告フォーム」

「お問い合わせフォーム」の活用

(3) 問題点

出品者の利益保護と著作権保護の両立の困難

権利侵害品の判定の困難 権利者の負担大

自主的取り組み オークション事業者の免責条項、処理内容について連絡せず

法規制の必要

身元確認の程度。（銀行口座開設並の証明書類を要求するか。ネットオークションの利便性との調和）

5 オークションについての法規制

(1) 古物営業法第2条2項3号（平成14年改正）

・「古物競りあっせん業」：記録作成・保存等の義務

(2) 特定商取引法

必要的広告表示事項の表示（第11条）

(3) プロバイダ責任制限法

正式名称：特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年11月30日法律第137号）

平成14年5月27日施行

内容（別紙参考資料参照）

ア 責任制限

a. 情報を削除しなかった場合の責任の制限

：権利侵害の被害者に対する関係 監視義務

b. 削除した場合の責任の制限

：情報の発信者に対する関係

イ 発信者情報開示請求

氏名・住所・メールアドレス等

インターネットオークションへのプロバイダ責任制限法の適用

ア プロバイダ（特定電気通信役務提供者）であること：

イ「発信者」に出品者が該当すること：

ウ「情報の流通により」「権利が侵害された」：

出品画面自体が著作権侵害に該当しない場合

インターネットオークションにおける取引の各段階

a. 出品者による出品情報の送信

b. インターネットオークションの出品画面への掲載（情報の流通）

c. 入札・落札

d. 代金支払い、商品授受

「情報の流通により」といえない場合のオークション事業者の責任

〔私見〕

1. 出品物監視義務×

2. 出品物削除義務（不法行為責任の前提として）

「情報の流通」を知っており、かつ、「他人の権利が侵害されていることを知ることができた」場合

アメリカの例：ティファニー対イーベイ事件

3. 出品者情報開示義務×

オークション事業者：「電気通信事業者」としての守秘義務

特別な規定が必要

6 今後の課題

(1) インターネットオークションについての規制に関する法律の制定

（プロバイダ責任制限法改正では難しい）

必要性

オークションのような「情報の流通」に起因し、「情報の流通」以外の行為（取引）による大量の権利侵害についても、削除義務・出品者情報開示義務規定の必要。

削除した場合の出品者に対する免責を規定して、オークション事業者の自主的対応を促進する必要。

問題点

「情報の流通」（出品画面）以外による権利侵害は判断困難。

インターネットオークションで掲載されている商品情報は、プロバイダ責任制限法で規制の対象としている権利侵害「情報」とは異質。

要件（私案）

（オークション事業者に限定した立法）

・「情報の流通により」

「当該出品物が販売されることにより」

・「他人の権利が侵害『されている』こと」を「知ることができたと認めるに足りる相当な理由」（責任制限について）

「権利が『侵害される』『おそれ』が高い」ことを「知ることができたと認めるに足りる相当な理由」

・「権利が侵害されたことが明らか」

「権利が侵害されたことが『出品の態様等から』『強く疑われる場合』」

そもそも、発信者情報開示請求権の厳格な要件は表現の自由への配慮。

出品行為は、形式的には「通信」だが、実質は「商品の陳列」という

「営業の自由」に属する行為。

著作権等の尊重のために一定限度で要件を緩和することも許されるのでは？

(2) 特定商取引法の改正

インターネットオークションへの一定以上の大量出品者について特定商取引法を適用した上、当該事業者がオークション事業者に予め届け出ている事項と一致していなければ削除。

しかし、営業でない大量出品者の扱いについて、困難な問題。

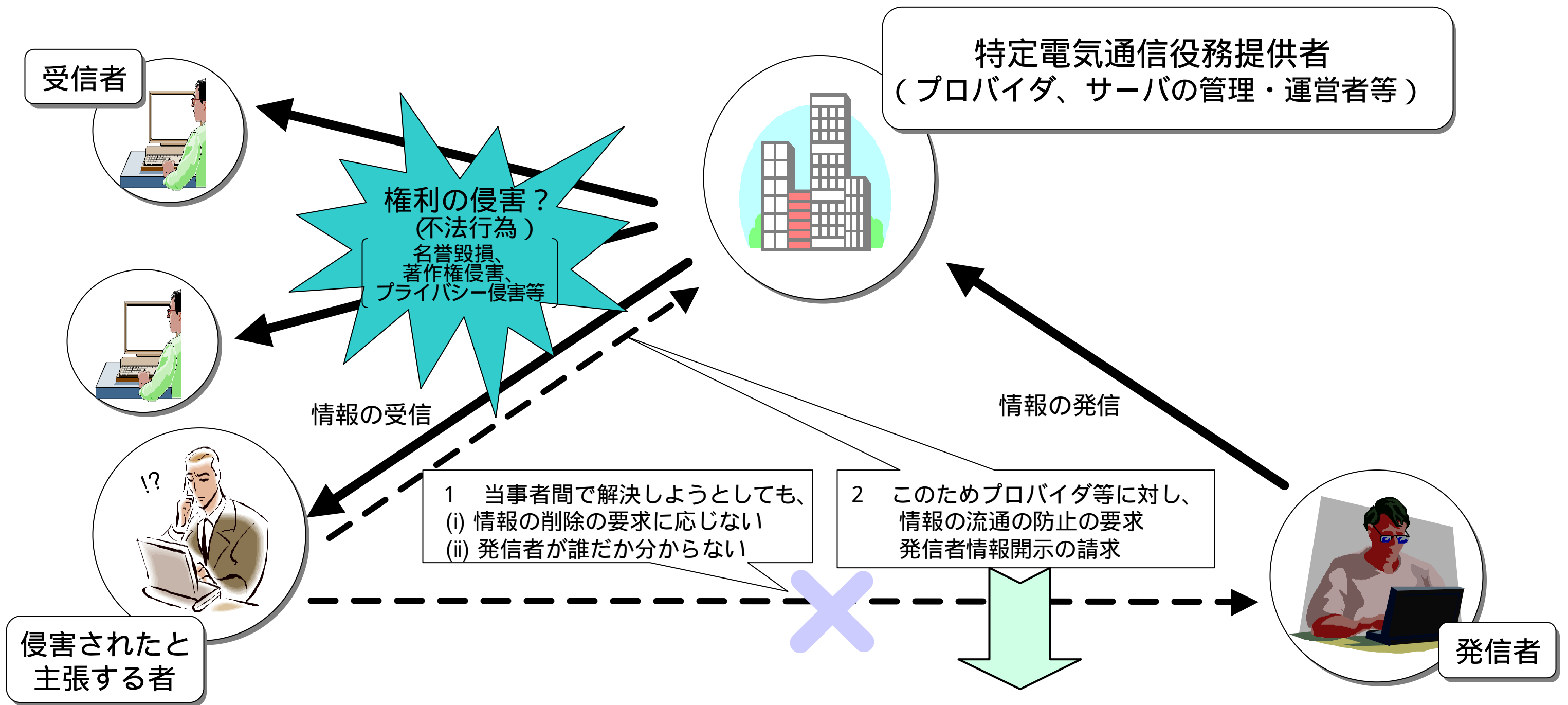
(3) 質疑応答

権利侵害品の排除を今後どのようなスキームで取り組むべきか。

- ・現状は、権利者が多大な労力
- ・オークション事業者は権利侵害品についても落札手数料
- ・日本におけるインターネットオークション事業の今後の発展

以上

プロバイダ等の自主的対応を促すための環境整備の必要性



- (a) 情報の違法性の判断が困難等自主対応による措置の責任が不明確な場合がある
- (b) 民事事件ではほとんど発信者情報の開示はされず、被害者救済が困難なことがある

➡ プロバイダ等による自主的対応を促し、その実効性を高める環境整備の必要

プロバイダ等の責任の明確化の概要



被害者 (侵害されたとする者) に対する責任

以下の、の場合でなければ、**責任なし**

他人の権利が侵害されていることを知っていたとき

違法情報の存在を知っており、他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき

プロバイダ等による対応

削除せず

削除

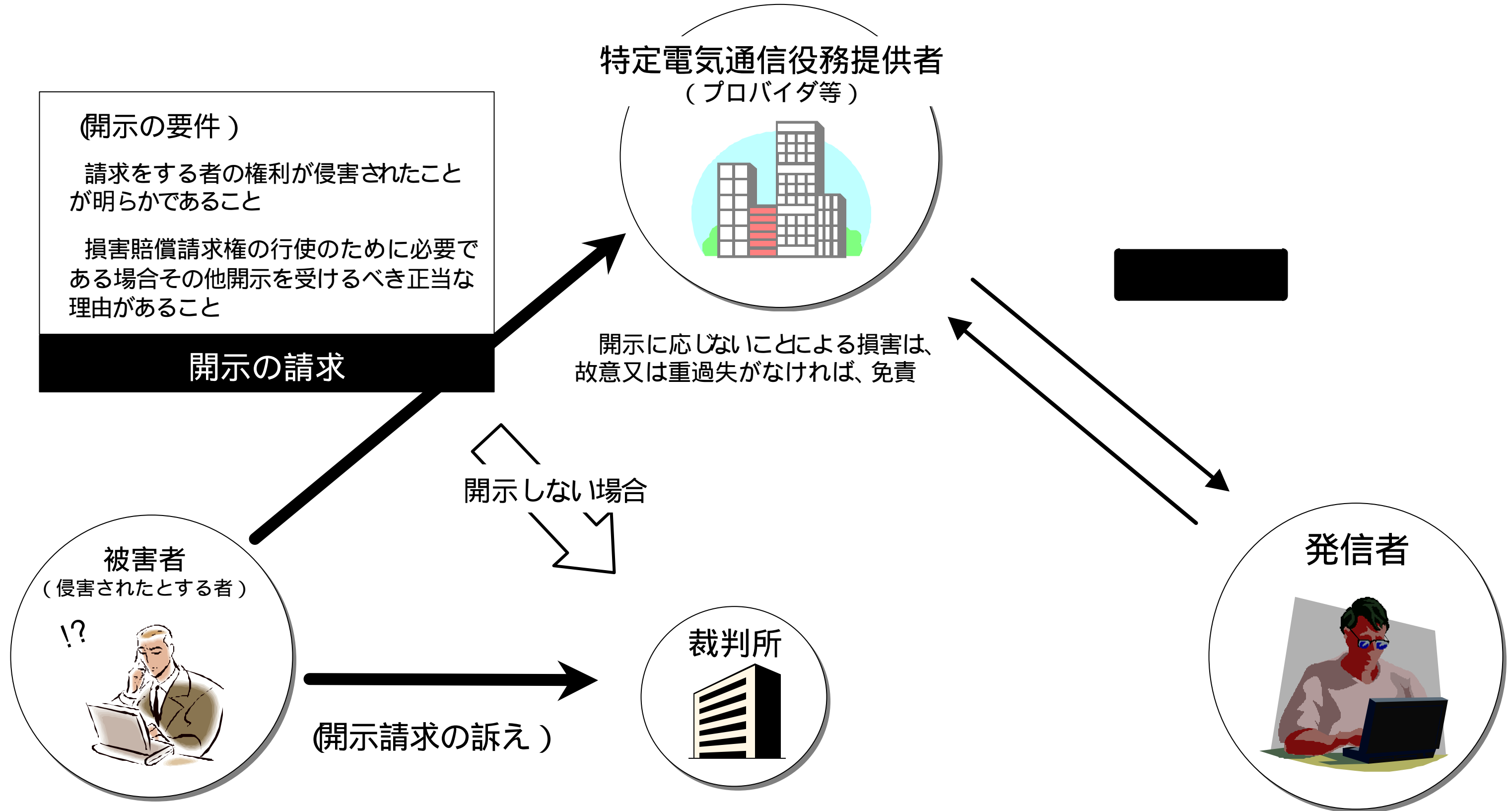
発信者に対する責任

以下の、の場合には、いずれも**責任なし**

他人の権利が侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき

権利を侵害されたとする者から違法情報の削除の申出があったことを発信者に連絡し、7日以内に反論がない場合

発信者情報開示の概要



特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する 法律

(平成十三年十一月三十日法律第百三十七号)

(趣旨)

第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。)の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)をいう。
- 二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備([電気通信事業法第二条第二号](#)に規定する電気通信設備をいう。)をいう。
- 三 特定電気通信役務提供者 特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいう。
- 四 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体(当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置(当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を入力した者をいう。

(損害賠償責任の制限)

第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下この項において「関係役務提供者」という。)は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

- 一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
 - 二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。
- 2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。
- 一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。
 - 二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報(以下「侵害情報」という。)、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由(以下この号において「侵害情報等」という。)を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置(以下この号

において「送信防止措置」という。)を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

(発信者情報の開示請求等)

第四条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下「開示関係役務提供者」という。)に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報(氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)の開示を請求することができる。

- 一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
 - 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
- 2 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。
- 4 開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合で

なければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する
法律第四条第一項の発信者情報を定める省令
(平成十四年五月二十二日総務省令第五十七号)**

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項の規定に基づき、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令を次のように定める。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項に規定する侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称
- 二 発信者その他侵害情報の送信に係る者の住所
- 三 発信者の電子メールアドレス(電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。)
- 四 侵害情報に係るIPアドレス(インターネットに接続された個々の電気通信設備(電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。)を識別するために割り当てられる番号をいう。)
- 五 前号のIPアドレスを割り当てられた電気通信設備から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻

附 則

この省令は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の施行の日(平成十四年五月二十七日)から施行する。